

新型コロナウイルス感染症にかかる医療提供体制（第2次）

資料 1-4

患者振り分け

検体採取

各医療圏ごとに医師会、
帰国者接触者外来、協力医療機関等で採取

PCR検査

①行政検査（衛生環境研究所/宮崎市保健所）

168件/日

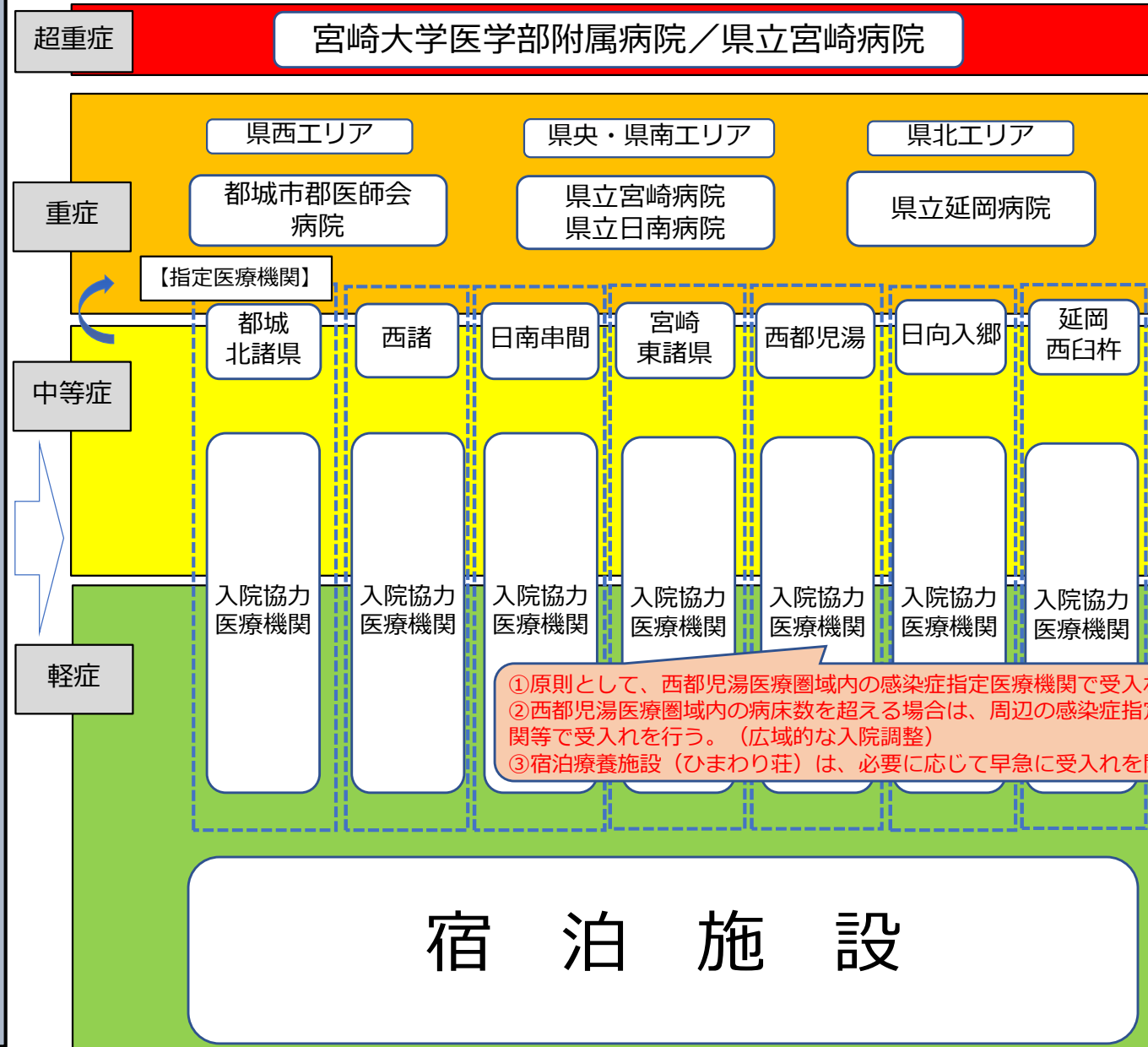
②保険診療

14件/日

今後とも検査件数の増加を図る

182件/日

調整本部（各地の保健所と連携）



- 原則として、圏域内の感染症指定医療機関等で受入れを行う。
- 圏域内の病床数を超える場合は、他圏域の感染症指定医療機関等で受入れを行うなど、広域的な入院調整を行う。
- なお、宿泊療養施設は、必要に応じて早急に受入れを開始する。

240床
(重症 33床)

- ①原則として、西都児湯医療圏域内の感染症指定医療機関で受入れを行う。
- ②西都児湯医療圏域内の病床数を超える場合は、周辺の感染症指定医療機関等で受入れを行う。（広域的な入院調整）
- ③宿泊療養施設（ひまわり荘）は、必要に応じて早急に受入れを開始する。

250室

宿 泊 施 設